東京都市計画地区計画の決定(目黒区決定)

都市計画原町一丁目・洗足一丁目地区地区計画を次のように決定する。

名 称	原町一丁目・洗足一丁目地区地区計画
位 置※	目黒区原町一丁目及び洗足一丁目各地内
面 積※	約15.6ha
地区計画の目標	本地区は、東急目黒線の北側、西小山駅及び洗足駅から至近に位置する木造密集市街地である。戦前の耕地整理によって都市基盤(道路)が整備されたとはいえ、木造の併用住宅や専用住宅等が密集しており、東京都防災都市づくり推進計画による重点整備地域及び不燃化推進特定整備地区に位置付けられ、市街地の防災性の向上が求められている。そこで、本地区の中央部を走り、防災都市づくりの骨格となる都市計画道路補助第46号線(以下「補助46号線」という。)の整備の機会を捉え、道路沿道について適正かつ合理的な土地利用の誘導及び建築物の不燃化や共同化を促進し、延焼遮断帯の形成とにぎわいのある良好な街並みの形成を図る。また、補助46号線の後背地に広がる住宅地については、既存事業制度を活用して狭あい道路の改善や建築物の不燃化を着実に推進するとともに、現在の良好な住環境の維持・保全を図ることにより、防災性が高く潤いのある住宅地の形成を目指す。もって、災害に強く、住み続けることのできる、にぎわいと潤いのある良好な市街地の形成を目指す。
土地利用の方針土地利用の方針大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量大量	地区の特性に応じて、土地利用の方針を以下のように定める。 < A 1 地区及びA 2 地区> 補助 4 6 号線の整備と一体的に沿道の建築物の不燃化や共同化を促進し、延焼遮断帯の形成を図るとともに、西小山駅周辺の商業集積と既存の近隣商店街等との連続性を創出し、地域の生活利便性の向上に資する回遊性とネットワーク形成の軸となる沿道型の近隣商店街として、商業・業務機能と住宅が調和した中高層の複合市街地の形成を図る。あわせて、A 2 地区は、B 1 地区と連続するにこま通り沿道の市街地として、建物の不燃化や共同化を促進し、商業と住宅が調和する、中高層の市街地の形成を図る。 < B 1 地区> にこま通り沿道の健全でにぎわいのある近隣商店街として、A 2 地区及び隣接する西小山駅前地区地区計画の近隣商業地区A との連続性に配慮しながら、建物の不燃化や共同化を促進し、防災性の高い、中層の市街地の形成を図る。あわせて、地区内の低未利用地の有効・高度利用を図り、交通機能の確保と駅周辺にふさわしい適正かつ合理的な土地の利用を図る。

<b2地区> 住民等の日常生活を支える、健全な商業と住宅が調和した、防災性の高い、中層の市街地の形成を図る。</b2地区>
住民等の日常生活を文える、陸主な商業と住宅が調和した、例次性の同い、中層の印街地の形成を図る。 <c地区></c地区>
良好な住環境の維持・保全に配慮しながら、中低層の戸建て住宅や共同住宅を中心とした、防災性の高い、みどり豊かな
市街地の形成を図る。
<d地区></d地区>
良好な住環境の維持・保全に配慮しながら、低層の戸建て住宅を中心とした、防災性の高い、みどり豊かな市街地の形成 を図る。
隣接地区の既存道路とのつながりを考慮し、地震時の安全性やゆとりある歩行空間を確保するために必要な区画道路を地区施設に位置付ける。あわせて、区画道路 6 号については、壁面の位置の制限及び壁面後退区域における工作物の設置の制限を定め、道路状空間の確保を図り、地区全体の適切な道路ネットワークを形成する。
また、公園・広場等が地区全体で不足しているため、補助46号線の整備と一体的に進める沿道まちづくりを機会として、 災害時の活動拠点及び防災上有効なオープンスペースの確保を図る。
住環境と調和した商業環境の創出、持続的な地域コミュニティの形成、居住環境の維持・保全を図るため、建築物等の用途の制限を定めるとともに、地震時の安全性の確保や潤いに配慮した街並みの形成を図るため、道路に面する垣又はさくの構造の制限及び建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。
また、以下のように地区の特性に応じて建築物等の整備の方針を定める。
(1) A 1 地区においては、密集市街地における敷地の細分化防止を図るため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。 (2) A 1 地区及びA 2 地区においては、建築物の共同化を誘導し、良好な居住環境の維持と地域にふさわしい街並みの形成を図るため、敷地規模に応じた建築物等の高さの最高限度を定める。
(3) A 2地区及びB 1地区においては、適正かつ合理的な土地利用を誘導するとともに、道路状空間の確保により、地震時の安全性の向上やゆとりある歩行空間の形成を図るため、建築物の容積率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、壁面後退区域における工作物の設置の制限及び建築物等の高さの最高限度を定め、前面道路幅員による容積率制限及び道路斜線制限を緩和する。

	整	E備、 厚	当該地区の 引発及び保 計る方針	1 みどり豊かで潤いのある 2 景観法に基づく景観計画						<u></u> 推進する	0
地	地区	工施設	種類	名 称	幅員(地区外を	含めた幅員)		延長			備考
区整備計画)配置及 [、] 規模	道路	区画道路1号	3. 64 m (7. 27 m)		約60	m		既設	
				区画道路2号	3. 64 m (7. 27 m)		約36	0 m		既設	
				区画道路3号	6. 18m		約26	0 m		既設	
				区画道路 4 号	6. 18m		約80	m		既設	
				区画道路 5 号 (西側外周道路北)	5. 27 m		約20	0 m		既設	
				区画道路6号 (にこま通り)	4. 36 m		約70	m		既設	
	建築物	地区	名 称	A 1 地区	A 2 地区	B 1地[<u>X</u>	B 2 地区	C	地区	D地区
	建築物等に関する事項	- の 区 分	面積	約4.2ha	約0.2ha	約0.21	h a	約0.8ha	約9	. 3 h a	約0.9ha
	りる事	建築均	物等の用途	次に掲げる建築物は建築して	はならない。						
	東項 の制限※			項各号に掲げる風俗営業並	制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1 学営業並びに同条第5項に掲げる性風俗関連特殊営業の用途に供する建築物 所、場外車券売場及び勝舟投票券発売所の用途に供する建築物					_	_

	掲げるワンルーム形式 対応型共同生活介護を 規模区画」という。)の 5㎡以上となる小規模 該算定した数に1未満 4 葬祭場(業として 骨堂、ペット霊園等(た の設備を有する施設及 己の利用に供する目的	等の建築に係る住環境の整備に関する条例(平成1集合建築物(寮、寄宿舎、介護保険法(平成9年法提供するための施設その他これらに類する施設を関数が21以上のものを建築する場合において、1区画以外の住戸を小規模区画の数から19を減じたの端数があるときは、これを切り捨てるものとする儀等を行う施設)、墓地、埋葬等に関する法律(昭、猫その他人に飼育されていた動物の死骸を火葬びこれらの設備を併せ有する施設で、地方公共団体で設置するものを除く。)の用途に供する建築物(議律第123号)第8条第19項に規定する認知協会く。)で、床面積が40㎡未満の住戸(以下「小区画が40㎡以上で一戸当たりの平均床面積が50数に2分の1を乗じた数(この場合において、当5。)以上設置していない建築物和23年法律第48号)第2条第6項に掲げる網する焼却炉の設備を有する施設又は収蔵するためなりの者が設置するものをいう。ただし、専ら自な以外の者が設置するものをいう。ただし、専ら自
建築物の容積率の最高限度※	附属するものは除く。) —	容積率の最高限度は、都市計画により定められた容積率30/10と、次の各号の区分に応じた式により算出される容積率のうち、いずれか小さい方の数値とする。 (1)1号壁面線が定められた敷地:6×6/10 (2)壁面線が定められていない敷地:W×6/10 W:建築基準法上の前面道路の幅員(m)	
建築物の敷地面 積の最低限度	その全部を一の敷地として 低限度とする。 (1)地区計画の決定の れている55㎡未満	次の各号のいずれかに該当する土地について、 で使用する場合は、当該敷地面積を敷地面積の最 告示日において、現に建築物の敷地として使用さ の土地で建築物の敷地面積の最低限度に関する 適用除外となっている建築物の土地又は現に存	

	ととなる55㎡未満 る土地 (2)補助46号線の整((3)建築基準法第53章 所その他これらに類 (4)区長が市街地の環境 くは構造上やむを得	権利に基づいて建築物の敷地として使用するこの土地で従前の当該制限について適用除外とな	
壁面の位置の制限	_	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面又は当該建築物に附属する門若しくは塀の面は、計画図3に表示する次に掲げる壁面線を越えて建築してはならない。ただし、道路状の面からの高さが2.5 m以上の部分に設けるひさし、戸袋、開口部の外開き部分その他これらに類するものはこの限りではない。 1号壁面線(にこま通り)道路の中心から3 m	
壁面後退区域における工作物の設置の制限		壁面の位置の制限として定められた限度の線と道路境界線の間の土地の区域には、道路面との段差のある土留め等の工作物、外構の階段、看板又は照明等(道路状の面からの高さが2.5 m以上の部分に設けるものを除く。)、自動販売機等の通行の妨げとなる工作物を設置してはならない。ただし、街路灯その他公益上必要なものはこの限りではない。	

建築物等の高さ	1 建築物の高さの最高限	艮度は、次に掲げるとおりと	さする。		
の最高限度	(1) 20 m	(1) 20 m			
	(2)(東京都市計画高	(2) 建築物の各部分の高	高さは、当該部分から		
	度地区の斜線型高	前面道路の反対側の均	竟界線又は隣地境界線		
	さ制限を適用す	までの真北方向の水平	平距離が8m以内の範		
	る。)	囲にあっては、当該な			
		に14mを加えたもの以下とし、当該真北 ―			
		方向の水平距離が8r	nを超える範囲にあっ		
		ては、当該水平距離な	から8mを減じたもの		
		の0.6倍に24mを	を加えたもの以下とす		
		る。			
		(東京都市計画高度	地区の斜線型高さ制		
		限は適用しない。)			
	2 建築物の高さの最高限度のうち前項(1)について算定する場合は、				
	階段室、昇降機塔、屋窓	ぼその他これらに類する建築			
	投影面積の合計が当該建	建築物の建築面積の8分の1			
	は、その部分の高さは、	5mまでは当該建築物の高			
	3 この規定の適用の際、	現に存する建築物又は現る			
	模様替の工事中の建築物	が、当該規定に適合しない			
	おいては、当該建築物の部分に対しては、当該規定は適用しない。				
			L]
	4 200㎡以上の敷地で	ご、建築物を建築する場合	4 一定の規模を有し	した敷地において、周辺環	
	は、第1項(1)の建築物の高さの最高限度は2 境に対し一定の			慮が図られているものと	
	5 mとする。		区長が認めたものに	こついては、次に掲げる基	_
	5 1,000㎡以上の敷	は地で、建築基準法第59	準の範囲内で、当該	核建築物に係る高さの最高	
	条の2第1項を適用した		限度(第1項(1)	に限る。)を算定するこ	

	は、第1項(1)の建築物の高さの最高限度は3 0mとする。	とができる。この 辺環境に対し一気 めるときは、あら 意見を聴くものと		
		敷地面積	高さの最高限度の範囲 (B1地区にある建築物の部分)	
建築物等の形態又は色彩その他	建築物等の外観は、周辺環境と調和し、良好な景質	2,000㎡以上 5,000㎡未満 5,000㎡以上 10,000㎡未満 10,000㎡以上	B 1 地区で定めた高さ制限の 1. 2 倍に相当する高さ B 1 地区で定めた高さ制限の 1. 5 倍に相当する高さ B 1 地区で定めた高さ制限の 2. 0 倍に相当する高さ	
の意匠の制限				
垣又はさくの構 造の制限	道路に面する垣又はさくの構造は、生け垣又はフェるものを設けてはならない。ただし、次の各号のいて(1) 道路面からの高さが 0.6 m以下のブロックス(2) 門柱の袖壁の幅が 1.5 m以内の部分	ずれかに該当するもの	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	塀その他これに類
土地の利用に関する事項	建築行為等を行う場合は、目黒区みどりの条例(条例による届出の対象外の場合でも、道路に面する音 進に努める。			

※印は知事協議事項

「区域、地区の区分、地区施設の配置及び壁面の位置の制限については、計画図表示のとおり」

理由:公共施設の整備と併せて沿道の適正な土地利用と建築物等の更新を誘導し、市街地の防災性の向上を図り、良好な市街地環境を形成するため地区計画を決定する。